

九州工業大学(学部) 入学料・授業料免除制度について

入学料・授業料等免除制度(2種)の検討

まずはこちらを検討

多子世帯の大学無償化含む
高等教育の修学支援新制度
(新制度)



自然災害による被災学生に対する
特例措置による入学料及び授業料免除制度
(特例措置)

日本学生支援機構の予約採用候補者決定通知を持っている方は、
給付奨学金の対象になっているかを確認してください

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

給付奨学金(※1)

候補者決定
第Ⅲ区分(多子世帯)

※画像は昨年度(令和8年度)のものです

予約採用の決定通知(「令和9年度大学等奨学生採用候補者決定通知」)が
交付されている場合は、給付奨学金の欄を確認してください。
「候補者決定」と記載されていれば、新制度の対象です。

ただし、採用候補者であっても、「第Ⅳ区分(理工農)」と記載されている
場合は、本学では支援対象とならず、申請ができません。
不採用または「第Ⅳ区分(理工農)」の方は、P10をご確認ください。

多子世帯の大学無償化含む 高等教育の修学支援新制度

- P4 制度の概要
- P5 支援額(給付奨学金支給額+免除後の入学料・授業料の額)
- P6 給付奨学金の申請方法(3つ)
- P7 【在学採用】申請資格
- P8 【在学採用】対象となるための基準
- P9 【該当すると思われる場合は全員確認】多子世帯基準
- P10 【予約採用】で不採用・「第IV区分(理工農)」となった方
- P11 申請～通知までのスケジュール
- P12 学生及び保護者さまへのお願い

① 高等教育の修学支援新制度(多子世帯の大学無償化含む)

日本学生支援機構(JASSO)

給付奨学金

※返さなくてもよい奨学金です

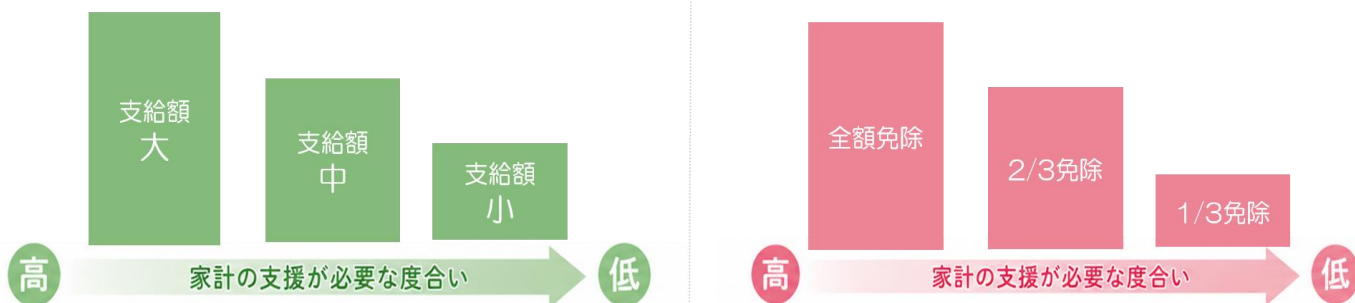


授業料等免除

のセット支援

※入学料含む

家計の状況に応じて支給額・免除額が変動します



2025年より、多子世帯に該当する場合に
特別ルールができました

給付奨学金



家計に応じて
決定

授業料等減免



原則対象

支給額が0円になることもある 家計に関係なく全額免除になる

※非多子世帯も特別ルールが適用されないだけで申請可能

★この制度のポイント★

- (1) 免除申請者の90%以上はこの制度を選択
- (2) 日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、採用されると授業料等免除も自動でセットとなる →P5
- (3) 日本学生支援機構給付奨学金への申請方法は3つある →P6
- (4) 多子世帯は、給付奨学金の支給は家計によるが、授業料等免除は家計によらず全額免除になる
- (5) **この制度を利用すると、日本学生支援機構の第一種奨学金は減額されるか0円になる** ※実質的に借りられなくなる
- (6) 毎年支援対象とするかどうか、家計(多子世帯かどうかも含む)・学力の観点で見直しがある

① 高等教育の修学支援新制度(多子世帯の大学無償化含む)

支援区分ごとの支援額

非多子世帯

支援区分	給付奨学金の支給額		納付する入学料・授業料(半期)
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kingaku.html		入学料:0円 授業料:0円
第Ⅱ区分			入学料:94,000円 授業料:89,300円
第Ⅲ区分			入学料:188,000円 授業料:167,900円
第Ⅳ区分(理工農)			私立理工農学部に進学した場合に支援対象 本学では支援対象とならない

多子世帯

支援区分	給付奨学金の支給額		納付する入学料・授業料
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分(多子)	 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kingaku.html		入学料:0円 授業料:0円
第Ⅱ区分(多子)			
第Ⅲ区分(多子)			
第Ⅳ区分(多子)			
多子世帯	0円		

① 高等教育の修学支援新制度(多子世帯の大学無償化含む)

給付奨学金の申請方法は3つ

予約採用

高校等で
給付奨学金の
予約採用に申請した

- ・ 高校3年生時に申請する
- ・ 申込時期は春・秋の2回
- ・ 結果判明時に「**令和9年度大学等奨学生採用候補者決定通知**」が交付される※P2に見本あり

在学採用

大学進学後、
在学採用に申請予定

- ・ 大学入学後の4月～5月に申請する

実際に申請可能か、
対象となるための
各種基準は次ページ以降で確認

編入学 継続

高専・短大等で
現在給付奨学生として
支援を受けている

- ・ 高専・短大での給付奨学生情報を大学進学後も引継ぐ※
- ・ 大学入学後の4月～5月に申請する

※状況によっては、入学後に大学より【在学採用】をご案内することがあります。

Q. 予約採用で不採用または「第IV区分(理工農)」でした。
予約採用で不採用となった場合も、在学採用で申請可能と聞きました。申請できますか？

A. 申請は可能ですが、予約採用と在学採用では、結果は同じである場合がほとんどです。
詳しくはP10をご確認ください。

① 高等教育の修学支援新制度(多子世帯の大学無償化含む)

在学
採用

新制度には申請資格があり、以下を満たしていなければ申請そのものできません

申請資格	資格の詳細
① 大学等への入学時期等に関する資格	 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html
② (外国籍の場合) 在留資格等に関する資格	



ただし、以下のケースに該当する方は上記の申請資格を満たしていても、申請することができません。

他大学で日本学生支援機構給付奨学生（多子世帯免除も含む）として採用されて支援を受け、その後他大学を退学し、本学へ再入学した（する）

※退学→再入学ではなく、本学へ編入学・転学した方は除く

① 高等教育の修学支援新制度(多子世帯の大学無償化含む)

在学
採用

申請後、支援の対象となるための基準があります

非多子世帯	①～③全て必ず満たす必要あり		
	①学力基準	②収入基準	③資産基準
	以下のいずれかであること 1.高等学校等における評定平均値が3.5以上 2.高等学校卒業程度認定試験の合格者 ※上記の1～2に該当しない場合は、入学後に学習計画書の提出を指導します。将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることを確認できれば、基準を満たしていると判断します。	↓詳細はこちら↓  https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html	学生＋生計維持者*1 ＝5000万円未満

多子世帯	必ず満たす必要あり		満たした場合は給付奨学金の支給あり	
	①多子世帯基準	②学力基準	③収入基準	④資産基準
	次頁参照	非多子世帯と同様	非多子世帯と同様	学生＋生計維持者 ＝5000万円未満*2

※1 生計維持者は原則父と母の2名です。

※2 多子世帯でも、3億円を超える資産がある場合は、免除対象ではなくなります。

① 高等教育の修学支援新制度(多子世帯の大学無償化含む)

多子世帯基準



★多子世帯の基準★

生計維持者(原則2名)の扶養する子どもが申請者本人も含めて3人以上

申請時期

予約採用:令和8年度春・秋
在学採用:令和9年度4月～6月

少し
ずれがある

いつの時点の子どもの数?

令和8年度地方税(住民税)情報
＝令和7年12月31日時点の扶養する子どもの数

直近に就職した子どもがいても対象になる可能性がある!

Aさんには、3人の子どもがいます。

令和9年4月から、第一子是新社会人になり、第二子は大学生1年生になります。

令和9年4月時点の扶養する子どもは、第二子と第三子の2人なので、
Aさんは多子世帯基準を満たしていないと考えています。



第一子も令和7年12月31日時点では、扶養に入っていたので、多子世帯基準を満たしています!

① 高等教育の修学支援新制度(多子世帯の大学無償化含む)

予約
採用

不採用・「第Ⅳ区分(理工農)」でも、もう一度在学採用で申請は可能だが…

予約採用候補者決定通知の支援区分が「不採用」・「第Ⅳ区分(理工農)」は本学では申請手続きできません。
つきましては、以下の対応をご検討ください。

A. 免除申請を行い、入学後すぐの在学採用を利用する

ただし、再度「不採用」「第Ⅳ区分(理工農)」となる可能性が非常に高いです。

これは、令和8年度予約採用と、入学後すぐの令和9年度前期在学採用は、審査に利用する情報が同じであるためです。

審査に利用する情報

～【R8年度予約採用・R9年度前期在学採用】～

- ①生計維持者(原則2名)+学生本人の令和8年度地方税(住民税)情報
- ②申請時の自己申告情報(特に扶養・資産)

ただし、予約採用の申請時から入学時までに、以下のいずれかが発生した場合は、審査に利用する情報そのものが変更となるので、在学採用に申請して再審査することで、支援区分が変更される可能性があります。

予約採用申請時から入学時までに発生(予定)

- ☐ 生計維持者が減った・人物変更があった
- ☐ 令和8年度地方税(住民税)情報そのものに変更があった
- ☐ 扶養・資産に変更があった

B. 今回は免除申請せず、令和9年度後期在学採用に申請する

令和9年度後期になると審査に利用する情報が更新されることから、改めて支援対象となる可能性があります。なお、採用されても令和9年度後期より授業料免除となるため、入学金及び前期授業料は免除となりません。

審査に利用する情報

～【R8年度予約採用・R9年度後期在学採用】～

- ①生計維持者(原則2名)+学生本人の令和9年度地方税(住民税)情報
- ②申請時の自己申告情報(特に扶養・資産)

困ったら、まずは問い合わせ先にご相談ください



① 高等教育の修学支援新制度(多子世帯の大学無償化含む)

申請～結果通知までのスケジュール

入学手続き時

入学料は納付せず、入学料・授業料免除申請(一次・WEB)を行う
九州工業大学では、入学後に正式に免除が決定するまで
入学料の納付はしない

入学料入金確認書を提出する

その他の入学手続き書類と共に、「入学料免除申請中」に○をつけた
入学料入金確認書を提出する

一部試験区分は
3つ同時進行

令和9年2月～4月

入学料・授業料免除申請(二次)の書類を準備する

予約・在学・編入学継続かどうか、その他各家庭の状況により
準備する書類が異なる

入学後、免除申請(二次)を行う

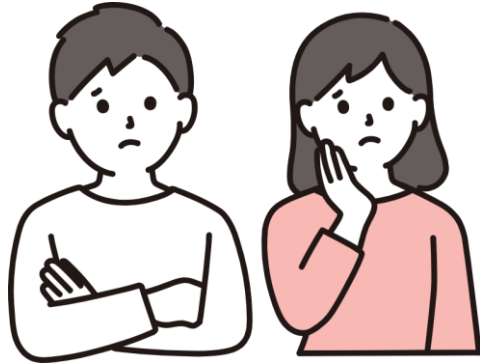
入学料・授業料免除結果通知を確認する

申請する免除制度や審査の状況により
結果判明時期が異なる
結果通知は学生に対し送付される

令和9年6～9月

① 高等教育の修学支援新制度(多子世帯の大学無償化含む)

学生及び保護者さまへのお願い



奨学金や免除について…
子どもの代わりに手続きしたい
大学へ問い合わせしたい・管理したい



奨学金・免除制度の手続きは、**すべて学生本人の意思を基に行う法的な契約手続き**です。
そのため、**入学後は、すべての手続き・問い合わせ・通知確認までを、支援を希望する学生本人が行う必要があります。**
保護者(保証人)が学生本人に代わってすべての手続きを行ったことにより、トラブルとなる事例が見受けられます。
つきましては、学生及び保護者(保証人)のみなさまには、学生の自主自立と円滑かつ適切な手続きのため、
特に以下についてご理解とご協力をお願いします。

①入学後、手続き・問い合わせ・通知確認は学生本人が行ってください

保護者(保証人)さまは、すべての手続きを代替することなく、手続きの補助などをお願いします。

②入学後、個別の問い合わせは、学生本人からお願いします

保護者(保証人)さまは申請者(契約者)=学生本人ではないため、支援の詳細を問い合わせいただき
ましてもお答えできかねます。学生ご本人が改めてお問い合わせください。

自然災害による被災学生に対する 特例措置による免除制度

P14 制度の概要

P15 申請～結果通知までのスケジュール

P16 学生及び保護者さまへのお願い

② 自然災害による被災学生に対する特例措置による入学料及び授業料免除制度

主たる学資負担者が、対象となる下記の自然災害の発生に伴い、
家屋損壊の被害にあった方、又は、当該自然災害を起因として、
経済状況が急変した方で授業料等の納付が困難と認められる方に対する免除制度です。
入学料または授業料(半期分)の全額または半額が免除となります。

★対象となる災害★

- ◆東日本大震災
- ◆熊本地震(平成28年・令和8年)
- ◆平成30年7月豪雨
- ◆北海道胆振東部地震
- ◆令和元年豪雨及び令和元年台風第19号
- ◆能登半島地震
- ◆その他文部科学省が指定する災害※P17の問い合わせ先に要確認

★この制度のポイント★

- (1) 多子世帯の大学無償化含む高等教育の修学新支援制度の対象とならない場合には、こちらの制度の利用を検討する
- (2) 被災当時の家財修繕費の領収書や各種証明書など、個人の状況によっては10種類以上の証明書類が必要
- (3) 家計の困窮度により判定を行うため、被害があったからといって必ずしも免除になるわけではなく、不許可となる場合もある

② 自然災害による被災学生に対する特例措置による入学料及び授業料免除制度

申請～結果通知までのスケジュール

入学手続き時

入学料は納付せず、入学料・授業料免除申請(一次・WEB)を行う
九州工業大学では、入学後に正式に免除が決定するまで
入学料の納付はしない

入学料入金確認書を提出する

その他の入学手続き書類と共に、「入学料免除申請中」に○をつけた
入学料入金確認書を提出する

一部試験区分は
3つ同時進行

令和9年2月～4月

入学料・授業料免除申請(二次)の書類を準備する

各家庭の状況により準備する書類が異なる

入学後、免除申請(二次)を行う

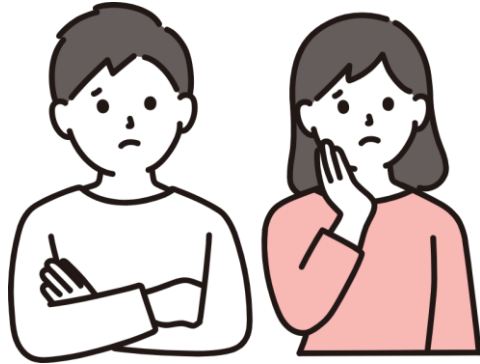
入学料・授業料免除結果通知を確認する

結果通知は学生に対し送付される

令和9年6月(予定)

② 自然災害による被災学生に対する特例措置による入学料及び授業料免除制度

学生及び保護者さまへのお願い



奨学金や免除について…
子どもの代わりに手続きしたい
大学へ問い合わせしたい・管理したい



奨学金・免除制度の手続きは、**すべて学生本人の意思を基に行う法的な契約手続き**です。
そのため、**入学後は、すべての手続き・問い合わせ・通知確認までを、支援を希望する学生本人が行う必要があります。**
保護者（保証人）が学生本人に代わってすべての手続きを行ったことにより、トラブルとなる事例が見受けられます。
つきましては、学生及び保護者（保証人）のみなさまには、学生の自主自立と円滑かつ適切な手続きのため、
特に以下についてご理解とご協力をお願いします。

①入学後、手続き・問い合わせ・通知確認は学生本人が行ってください

保護者（保証人）さまは、すべての手続きを代替することなく、手続きの補助などをお願いします。

②入学後、個別の問い合わせは、学生本人からお願いします

保護者（保証人）さまは申請者（契約者）＝学生本人ではないため、支援の詳細を問い合わせいただき
ましてもお答えできかねます。学生ご本人が改めてお問い合わせください。

問い合わせ先

免除制度・申請に関すること

学生支援課学生生活支援係
gak-gakshien@jimu.kyutech.ac.jp

★問い合わせ時のお願い★

近年、授業料等免除申請希望者が増えていることから
原則メールにてお問い合わせいただくようお願いしております。
メールでのお問い合わせ時は、以下をお知らせください。

①学生氏名 ②試験区分 ③受験番号 ④進学予定学部